

■那須町総合教育会議の設置について

平成27年6月

改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成27年4月1日施行）
第1条の4第1項の規定に基づき、那須町総合教育会議を設置する。

1 総合教育会議の目的

町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的として設置

2 総合教育会議の位置付け

- 改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、全ての地方公共団体に設置されるもの。
(条例又は規則等において総合教育会議の設置を定める必要はない。)
- 総合教育会議は、町長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場
(地方自治法上の附属機関には当たらない。)

3 総合教育会議の概要

- 総合教育会議において協議・調整する事項は次のとおり
 - ①教育行政の大綱（総合的な施策の目標、方針を定めるもの）の策定
 - ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置
- ※ なお、総合教育会議は、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを協議し、調整するというものではなく、町長又は教育委員会が特に協議・調整が必要であると判断した事項について協議又は調整を行うもの。
- 総合教育会議は、町長と教育委員会とで構成
- 総合教育会議は、町長が招集
教育委員会は、協議する必要があると考えるときは、町長に対し、会議の招集を求めることが可能
- 総合教育会議は原則公開。ただし、公益上の必要により非公開とすることができる。
- 会議において事務の調整が行われた事項については、その結果を尊重

4 総合教育会議の運営

- 総合教育会議の事務局は、教育委員会内に置く。

※ 国（文部科学省）によれば、総合教育会議の事務局については、町長が総合教育会議を設け、招集することになっていることに鑑みれば、町長部局で行うことが原則であるが、各地方公共団体の実情に応じて、地方自治法第182条の2の規定に基づき、教育委員会事務局に委任又は補助執行させることが可能としていることから、本町においては、町長部局から教育委員会に補助執行させることで対応

- 定例的な会議は、年2回程度を予定
- 当面の協議・調整事項として、大綱の策定